

北九州市にぎわいづくり懇話会 にぎわいづくり認定事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、にぎわいづくり認定事業（以下「認定事業」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(認定事業の目的)

第2条 認定事業は、まちのにぎわいづくりにつながるイベントや事業など（以下「事業等」という。）を、北九州市にぎわいづくり懇話会（以下「懇話会」という。）が支援することにより、まちのにぎわいを生み出し、併せて来訪者の消費活動の活性化と関連産業の雇用創出機会の増大といった地域経済全体が活性化すること目的とする。

(対象となる事業等)

第3条 認定事業の対象となる事業等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、北九州市又は北九州市の外郭団体から補助金等の交付を受けている事業等及び交付を受けようとして申請している事業等を除く。

- (1) 北九州市の資源を活用し、来訪促進又は産業間連携に効果が認められるもの
- (2) 新規性及び独創性があり、次年度以降の継続性が認められるもの
- (3) 認定事業年度内に事業報告及び事業収支決算報告を行うことができるもの

(認定事業の主体)

第4条 認定事業の主体は、次の各号のいずれにも該当する個人又は団体に限るものとする。

- (1) 自らが事業主体となること
- (2) 市内外を問わず、企画した事業等を完了するまで責任を持って遂行できること
- (3) 特定の政党もしくは宗教又は公選の選挙の候補者の支持に關係のある団体でないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な關係がある団体でないこと

(認定事業に係る選考の申請)

第5条 認定事業に係る選考を申請する主体（以下「申請団体」という。）は、次の各号に掲げる書類を懇話会が定める期日までに提出しなければならない。なお、申請できる事業等は1件に限るものとする。

- (1) 助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 申請者概要書（第2号様式）
- (3) 事業計画書（第3号様式）
- (4) 収支予算計画書（第4号様式）
- (5) その他懇話会が必要と認める書類

(認定事業の選考等)

第6条 懇話会は、認定事業の選考のため、企画調整委員会の委員を構成員とするにぎわいづくり認定事業審査会を設置することができる。

- 2 懇話会は、にぎわいづくり認定事業審査会の意見を参考に、申請があった事業等について、認定事業の決定及び助成金の交付額の決定をする。
- 3 懇話会は、前項の認定事業の決定及び助成金の交付額の決定をしたときは、その旨をにぎわいづくり認定事業助成金交付決定通知書により申請団体に通知するものとする。
- 4 にぎわいづくり認定事業審査会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(認定事業への支援)

第7条 懇話会は、認定事業に対して次の各号に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 助成金の交付
- (2) 認定事業の広報PRに関する協力
- (3) 認定事業の主体間の連携に関する協力
- (4) 認定事業の実施に係る許可申請手続等の補助

(事業等の実施期間及び支援期間)

第8条 認定事業は、年度毎に懇話会が定めた期間に実施され、かつ、申請団体は、同年度3月末日までに精算手続きが完了するように事業等の実施期間を定めなければならない。

- 2 前条の助成金の交付以外の支援の期間は、助成金の交付決定日から1年間とする。

(助成金の対象経費)

第9条 助成金の対象となる経費は、事業等の実施に直接要するもので次に掲げるものに限るものとする。

- (1) 宣伝、広告及びプロモーションその他事業等の広報に要する費用
- (2) 調査、分析等に要する費用
- (3) その他懇話会が必要と認める経費

(助成金の交付額)

第10条 一の認定事業に対する助成金の交付額は、当該認定事業に要する経費のうち、第9条に掲げる対象経費の総額の3分の2以内で、かつ、50万円を上限とする。

- 2 一年度当たりの助成金の交付総額は、当該年度の予算に定める範囲内とする。

(助成金の支払方法)

第11条 認定事業の助成金は、原則として認定事業の完了後に交付するものとする。ただし、認定事業の円滑な実施を図るため、特に必要であると認められる場合は、認定事業の完了前に概算払いでの交付ができる。

(認定事業の決定又は助成金の交付額の取消し)

第12条 懇話会は、認定事業の主体又はその事業等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定事業の決定もしくは交付額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条に定める事業等の主体に該当しなくなったとき
- (2) 認定事業の全部又は一部が遂行できなくなったとき
- (3) 認定事業の内容が本要綱に沿わなくなったとき
- (4) 助成金を他の用途に使用したとき
- (5) その他認定事業審査会が適当でないと認めるとき

- 2 懇話会は、認定事業の決定もしくは交付額の全部又は一部を取り消す場合、すでに助成金が交付されているときは、当該認定事業の主体に対し、当該取消しに係る部分の助成金について期日を定めて返還を命じなければならない。
- 3 認定事業の主体は、前項の助成金の返還を命じられたときは、前項の期日までに返還しなければならない。

(実績報告)

第13条 認定事業の主体は、認定事業が完了したときは、10日以内に次の各号に掲げる書類を懇話会に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（第5号様式）
- (2) 事業報告書（第6号様式、第7号様式）
- (3) 収支決算報告書（第8号様式）
- (4) 領収書等助成対象経費を支払ったことを証する書類
- (5) 写真、チラシ又はパンフレット等事業の実施について確認をするのに必要となる書類

(助成金の交付額の確定)

第14条 懇話会は、前条の実績報告を受けたときは、関係書類を審査し、かつ、必要に応じて現場確認検査等を行い、助成金の交付額を確定するものとする。

- 2 懇話会は、前項の助成金の交付額を確定したときは、速やかに助成金交付確定通知により認定事業の主体に通知するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、認定事業の実施について必要な事項は懇話会が定める。

付則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年5月30日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

付則

1 第9条第1項の規定中、「50万円」を「100万円」に読み替える。

2 付則1項については、その読み替え期間を平成27年9月1日から平成28年3月15日の間とする。

付則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成30年5月10日から施行する。

付則

1 第9条（助成金の対象経費）に、「(4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に要する費用」を加え、この経費に対し、第10条第1項の交付額とは別に、対象経費の3分の2以内で、かつ、50万円を上限に助成する。

2 付則 1 項については、経過措置として令和 2 年 9 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の間とする。

付則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

付則

1 第 9 条の第 1 項第 4 号「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に要する費用」を「安全・安心対策経費（新型コロナウイルス感染症拡大防止対策及び、雑踏事故防止対策費）」に改める。

2 第 10 条 1 項中の 50 万円を 60 万円に改め、「ただし、第 9 条第 1 項第 4 号の費用については、別途上限を 40 万円とする」とのただし書きを加える。

3 付則 1 項および 2 項については、経過措置として令和 5 年 2 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の間とする。

付則

この要綱は、令和 5 年 2 月 1 日（令和 5 年度第 1 期にぎわいづくり認定事業から適用）から施行する。

付則

この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日（令和 6 年度第 1 期にぎわいづくり認定事業から適用）から施行する。